

市民学生向け 公開講座

若者を含む市民

対象のシンポジウム

を開催致します！

参加無料
予約不要

第1部

講演／森野俊彦弁護士

(元福岡高裁部総括判事) 90分

「弁護士や裁判官の仕事と魅力」

- ・18歳選挙権の意義を「1票の格差訴訟」から考える
- ・家庭裁判所での経験から（少年事件、嫡出子の相続分問題等）
- ・平賀書簡、旭川にまつわる憲法判例

第2部

講演／前田輪音先生

(北海道教育大学教職大学院准教授) 60分

「北海道の憲法判例と憲法の今日的意義」

- ・恵庭事件、長沼ナイキ基地訴訟などを題材に法教育の視点から考える
- ・立憲主義の今日的役割と課題

第3部

講師を交えてのミニセッション

30分

- ・それぞれのお話を聞いての感想
- ・高校生、市民からの質問

旭川弁護士会 100周年に際し、市民参加の公開シンポジウムを開催します。

いわゆる18歳選挙権の実現に伴い、現役高校生の政治に対する関心が高まる中、「これから」の民主主義を担っていく若者に対する法教育も公共的団体としての弁護士会の大切な活動の一つです。

身近な北海道内で発生した事件を中心に憲法判例を振り返りながら、憲法について考える素材を提供します。

日時

平成28年
8月21日
(日)
14時～
17時

場所

大雪クリス
タルホール
大会議室